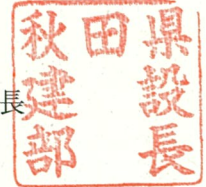


営 一 791
令和2年3月23日

一般社団法人秋田県建設業協会長 様

秋田県建設部長



「秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」、
「同運用」及び「同運用マニュアル」の策定について（通知）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行を受け、その理念等を踏まえ秋田県営繕工事における要領等を策定し、令和2年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用することとしたので、お知らせします。

今回策定した要領等の概要版を添付しますので、貴会の会員に対する周知についてご協力くださるようお願いいたします。

策定した要領等は秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」内、組織別案内＞建設部＞営繕課に掲載しておりますので参照ください。

- ・ 秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
- ・ 秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領運用
- ・ 秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領運用マニュアル
- ・ 秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式の概要（今回添付）

（担当）

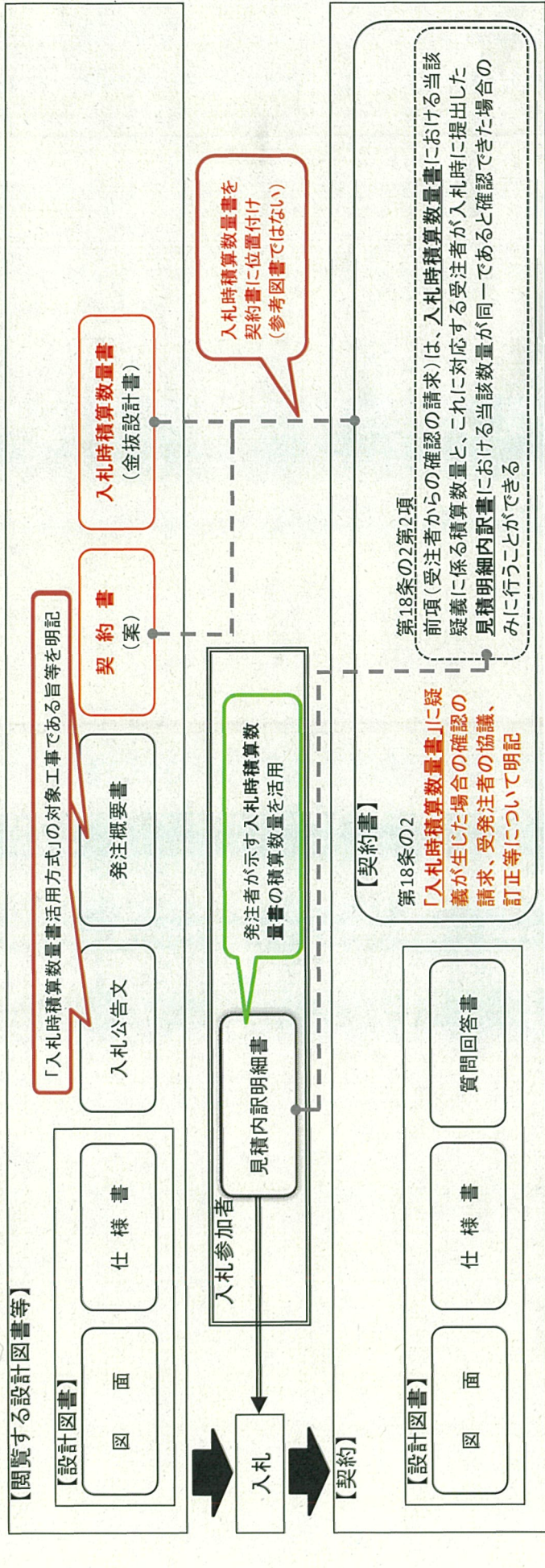
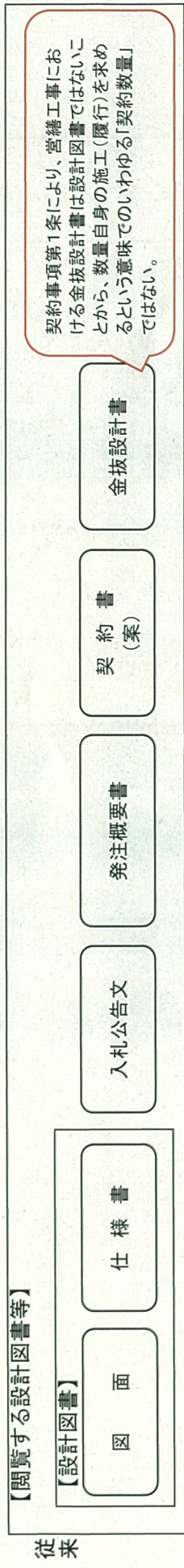
営繕課 調整・建築班 鈴木

TEL：018-860-2582

FAX：018-860-3901

- 背景 ○ 改正品確法において、「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」との基本理念に規定。
 ○ 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料(参考数量)との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

入札時積算数量書活用方式



● 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

★対象： 営繕工事の新築で ①建築工事で設計金額4千万円以上、②設備工事で設計金額1千五百万円 以上(改修・解体工事等を除く)の工事
 ★適用： 令和2年4月1日以降に入札公告等を行うものから